

変圧器の耐用年数について

交付規程第 8 条第十四号で規定する減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間とは、環境省告示第四十一号 別表 機械及び装置 電気業用設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 その他の設備の 22 年となります。

交付規程第 8 条第十三号及び完了実績報告書と経理処理の手引き 2-5. プレート等の貼付について に基づき作成する財産プレート（ラベル）の財産処分制限期間につきましては、上記に基づき（22 年間）と記載してください。

【参考】

環境省告示第四十一号

<https://www.env.go.jp/content/000266980.pdf>